

平成27年 第5回定例会

道志村議会会議録

平成27年9月8日 開会

平成27年9月18日 閉会

道志村議会

平成27年第5回道志村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月8日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため議場に出席した者の職氏名	4
○開会の宣告	5
○村長挨拶	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○一般質問	8
水越茂広君	8
出羽和平君	12
杉本秀明君	15
長田達義君	20
山口力君	23

第 2 号 (9月18日)

○議事日程	29
○出席議員	30
○欠席議員	30
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	30
○職務のため議場に出席した者の職氏名	30

○開議の宣告	3 1
○議事日程の報告	3 1
○報告第 3 号の報告	3 1
○議案第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2
○議案第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3
○議案第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4
○議案第 5 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5
○議案第 5 1 号から議案第 5 4 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	3 6
○認定第 1 号から認定第 8 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	3 9
○請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 5
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6
○同意第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 8
○閉会中の継続調査について	4 9
○村長挨拶	5 0
○閉議の宣告	5 1
○閉会の宣告	5 1

平成27年第5回道志村議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年9月2日

道志村長 長 田 富 也

記

1 日 時 平成27年9月8日(火)

2 場 所 道志村役場議場

◎応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番 出羽和平君

2番 水越茂広君

3番 山口博康君

4番 池谷高明君

5番 大田博文君

6番 長田達義君

7番 山口力君

8番 山口勝也君

9番 杉本秀明君

10番 佐藤定三君

不応招議員（なし）

平成 27 年第 5 回道志村議会定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 27 年 9 月 8 日 (火曜日) 午前 10 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問
- 第 4 報告第 3 号 平成 26 年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 5 議案第 47 号 道志村特定個人情報保護条例
- 第 6 議案第 48 号 道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 49 号 道志村住民基本台帳条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 50 号 道志村総合計画審議会条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 51 号 平成 27 年度道志村一般会計補正予算 (第 3 回)
- 第 10 議案第 52 号 平成 27 年度道志村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 回)
- 第 11 議案第 53 号 平成 27 年度道志村介護保険特別会計補正予算 (第 1 回)
- 第 12 議案第 54 号 平成 27 年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算 (第 1 回)
- 第 13 認定第 1 号 平成 26 年度道志村一般会計決算の認定について
- 第 14 認定第 2 号 平成 26 年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第 15 認定第 3 号 平成 26 年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 第 16 認定第 4 号 平成 26 年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 第 17 認定第 5 号 平成 26 年度道志村介護保険特別会計決算の認定について
- 第 18 認定第 6 号 平成 26 年度道志村介護保険サービス事業特別会計決算の認定について
- 第 19 認定第 7 号 平成 26 年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定について
- 第 20 認定第 8 号 平成 26 年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第 21 請願第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願
- 第 22 発議第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見

書

出席議員（10名）

1番	出羽和平君	2番	水越茂広君
3番	山口博康君	4番	池谷高明君
5番	大田博文君	6番	長田達義君
7番	山口力君	8番	山口勝也君
9番	杉本秀明君	10番	佐藤定三君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	教育長	長田和夫君
総務課長	山口晃司君	住民健康課長	山口亮君
産業振興課長	佐藤万寿人君	ふるさと創生 推進室長	諏訪本栄君
教育課長	山口幹夫君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局次長 佐藤太清君

◎開会の宣告

○議長（山口博康君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、平成27年第5回道志村議会定例会は成立しましたので、これより開会いたします。

（午前10時00分）

◎村長挨拶

○議長（山口博康君） ここで、長田村長から招集の挨拶をお願いします。

長田村長。

○村長（長田富也君） 平成27年第5回道志村議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに9月議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙にもかかわらず全員のご参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

8月30日に実施いたしました道志村総合防災訓練では、議員各位を初め、消防団、自治会長、民生委員の方々のご協力により、各地域の訓練会場へ雨天にもかかわらず多くの住民の皆様方がご参加をいただき、安心・安全な村づくりに向け有意義な訓練となりました。ご参加いただきました皆様方に、改めまして感謝を申し上げる次第であります。

山梨県は、8月に人口ビジョンの概要を取りまとめ、2060年での定住人口の目標は75万人に設定しました。この目標が現状から8万6,000人程度の減少で、国の機関で出した推計より25万人多い設定となっており、指標に向かって具体策を雇用、人材、人の流れ、子育て環境、地域環境の5項目に分類し、12月までにやまなし未来会議での協議を経て、地方振興、地方版総合戦略で打ち出すとされています。

本村においても、人口ビジョンと総合戦略の策定に当たっては、県の指標を勘案しつつ、本村における人口の減少を分析し、将来展望を明らかにし、今後目指すべき方向を創生総合戦略と提示していきたいと考えているところです。

いよいよ10月5日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律が施行することとなり、番号が個人、または法人に通知されます。これにより、平成28年1月から個人番号が町村の窓口で申請により交付されることとなります。

この法律は、行政機関、地方公共団体、その他の行政事務を処理する者が個人及び法人に番号を付することで、その識別機能を活用し、効率的な情報の管理、運用と行政サービスを受

ける者の手続を簡素化することが目的とされております。現段階では、個人情報の利用について、住民記録、税情報、社会保障制度に限定されておりますが、今後情報の連携の対象となる利用事務について基準を定めるとともに、情報の保護に万全を期さなければならないと考えております。

マイナンバー制度については、今期定例会においても幾つかの関連議案がありますので、ご理解の上、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

さて、今期定例会にご提出いたします議案などにつきましては、平成26年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足などの報告についての報告1件、議案につきましては、道志村特定個人情報保護条例の設定条例、道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例、道志村住民基本台帳条例の一部を改正する条例、道志村総合計画審議会条例の一部を改正する条例、平成27年度道志村一般会計補正予算（第3回）、平成27年度道志村国民健康保険特別会計補正予算、平成27年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）、道志村浄化槽事業特別会計補正（第1回）の8案件、決定につきましては、平成26年度道志村一般会計並びに7つの特別会計について、地方自治第233条第3項の規定によります決算認定8件となっております。条例につきましては、マイナンバー制度の施行に伴います村条例の所要の対応となっております。

平成27年度道志村一般会計補正予算（第3回）の主な内容につきましては、情報保護のためのセキュリティー対策費、避難路への街路灯の設置費、道志の湯改修工事費、学校建築にかかわる工事請負費、台風11号被害の復旧費が主な内容となっております。

以上、報告1件、条例1件、補正予算4案件、認定は8件あります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げますとともに、今後の各種事業の実施につきましてもご指導とご協力をお願いいたしまして、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（山口博康君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（山口博康君） 本日の議事は、配付してあります日程表のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（山口博康君） 諸般の報告を行います。

監査委員から、平成27年5月、6月及び7月分の例月出納検査についての報告が提出されております。その写しをお手元に配付しておきました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山口博康君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、第6番議員、長田達義君及び第7番議員、山口力君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（山口博康君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

会期につきましては、議会運営委員会において協議しておりますので、委員長から協議結果の報告をお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 議会運営委員長。

〔議会運営委員長 水越茂広君 登壇〕

○議会運営委員長（水越茂広君） 報告いたします。

議長から、去る9月2日、会期の件につきまして諮問いただき、議会運営委員会におきまして会議を開き、協議した結果、会期につきましては、本日から18日までの11日間の日程とすることにいたしました。

以上、報告いたします。

○議長（山口博康君） ご苦労さまです。

お諮りいたします。

今期の定例会は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日から18日までの11日間といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの11日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（山口博康君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告制となっております。

通告は5件受理しております。順番に発言を許します。

◇ 水 越 茂 広 君

○議長（山口博康君） 2番議員、水越茂広君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 2番議員、水越茂広君。

〔2番 水越茂広君 登壇〕

○2番（水越茂広君） 私は2点ほどお聞きいたします。

まず最初に、マイナンバー制度のセキュリティー対策についてでございますが、国民全員に番号を割り当てるマイナンバー制度は、ことし10月以降、番号通知を行い、2016年1月から希望者には番号カードを交付、行政手続を経て利用開始されます。

この法律は、社会保障、税、災害支援の3分野でマイナンバー利用を認めており、2016年1月にはインターネット上に個人ホームページが開設され、税の申告や年金保険料の免除申請などが簡単にできるようになり、業務の効率化が図られます。政府は、さらに法律の改正を行い、18年1月から脱税防止などのために金融機関の預金口座も把握できるようになります。また、安全対策として個人情報扱う職員に研修を受けさせること、行政機関が個人情報保護委員会の定期検査を受けることも義務づけ、セキュリティー対策にも一定の配慮がされております。まさに個人情報満載のマイナンバー制度であり、情報漏えい対策は自治体の重要な課題となってきました。

そこで、本村のセキュリティー対策について伺います。

1点目といたしまして、個人情報を管理するシステムと、外部とのやりとりするシステムの分離はされますか。

2点目といたしまして、ウイルス対策はどうするのか。

第3番目といたしまして、使用場所は区切られたスペースにするのか。

4番目、パスワード管理等のその他情報漏えい対策はどのようにしていくのか。

最後に、対策が制度開始に間に合うのかどうか。

以上、5点についてお聞きいたします。

次に、全国学力テストの公表についてでございますが、8月25日に公表された全国学力テ

スト結果は、山梨日日新聞の調査によると、県内の11市町村が何らかの形で公表する方針で、道志村を含めた他の15市町村については公表しないとされています。

本村では、現在、小・中学校の校舎改築工事を進めています。さらに今後も児童・生徒が減少していく中で、学校運営や教育環境改善に行政、住民、一体となって取り組んでいかなければなりません。

このような状況下、家庭や地域で学力の課題を共有することが重要であり、県教委も可能な範囲で情報を公開する姿勢が必要とし、市町村に対し積極的な公表を呼びかけております。このような状況を鑑みて、本村でもテスト結果を可能な範囲で公表すべきではないかと思いますが、教育長の考えをお伺いいたします。

以上、2点、よろしくお願ひいたします。

○議長（山口博康君） 水越茂広君の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 村長。

○村長（長田富也君） この質問は総務課長のほうで答弁していただきます。よろしくお願ひします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（山口晃司君） マイナンバー制度の施行に伴いますセキュリティー対策についてお答えいたします。

マイナンバー制度の施行に伴い個人情報番号により識別され、税、防災、福祉、保険、もしくは医療、その他社会保障制度において利用が可能となります。また、国の情報提供ネットワークシステムを介して国の行政機関が他自治体との情報の取受も可能になることから、情報の収集の制限、保有の制限、利用の制限、提供の制限など制限を設けるとともに、サーバーへの不正アクセスを防止するなど、個人情報の保護に努めなければならないと考えております。

議員が言われますように、行政手続における特定の個人情報を識別するための番号等に関する法律に、情報の取り扱いについて国の責務、地方自治体の責務等が明記されておきまして、本村におきましても、個人情報の保護に係る条例の整備、システムのセキュリティー対策、職員の研修等を行っているところです。

特に職員の研修につきましては、県が主体で定期的に行っております研修会に5名程度の職員を参加させているところで、今後、全職員を対象とした独自の研修会も実施したいと考え

ております。

また、条例の整備につきましては、道志村特定情報保護条例を本定例会に提出しておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、議員ご質問の個人情報と外部とのやりとりをするシステムは分離されているかのご質問ですが、住基システム、税システムの管理サーバーとインターネット回線は分離されております。国の独自回線によります情報提供ネットワークシステムには接続されることとなります。

次に、ウイルス対策はどうかというご質問ですが、これまでは村の管理サーバーは過去は独立したシステムであったため、ウイルス対策の必要はなかったわけですが、制度開始に伴い、国の基準に適用する高性能なウイルス除去システムを設置いたします。

次に、使用場所は区切られた場所で行うかというご質問でございますが、管理サーバー室は担当職員だけが入室できるよう施錠で管理されております。また、端末についてはパスワードで管理しております。

次に、対策が制度開始に間に合うかですが、現在、準備を進めておりまして、12月中には機械処理を終える予定となっております。

以上です。

○議長（山口博康君） 次の答弁をお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 教育長。

○教育長（長田和夫君） 全国学力テストの公表についてお答えいたします。

本村でもテストの結果を可能な限りの範囲で公表するべきではないかのご質問でございますが、本村のように小規模自治体などでは1村に1小・中学校と、少数であるがために個人の特定につながり、いじめの対象になるおそれがあることから、公表すべきではないと考えております。

○議長（山口博康君） 水越茂広君、再質問はありますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 水越茂広君。

○2番（水越茂広君） まず、マイナンバー制度ですが、個人情報保護委員会の定期的に検査を受けるということになっていますが、この個人情報保護委員会というのは、どのようにつくられるのか、外部の機関から来るのか、ちょっとその辺のところをお伺いしたい。

それと、学力テストの公表ですが、今、教育長の説明ですと、小規模校で個人が特定されて、それによっていじめが起きる可能性があるというふうな答弁でしたが、私はそうは思わないんです。可能な限りで公表、ですから、道志の中学校が1校でも、全体の例えば山梨県の何番目にあるのか、そのくらいのことは公表されてもいいんじゃないかというふうに思っております。

ここで最初の質問をしたように、やっぱり今、13億円というふうな道志では大変大きな金額で小・中学校の整備を行っております。それにはやっぱり住民の貴重な税金を使っている、こういうことも鑑みますと、やはり何らかの形で公表して、住民の方もその学校の順番ぐらいは知っておいて、新しく学校ができて学力が上がったのか、そういうようなことも必要ではないかというふうに思いまして、ちょっと質問してみました。

これから卒業して、また高校、大学ではもっと厳しい競争もしていかなければならないというような観点からも、余り行政のほうで保護するよりは、多少でも、できる範囲で公表すべきではないかというふうに思います。改めて答弁をお願いいたします。

○議長（山口博康君） 水越茂広君の再質問に対して、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（山口晃司君） 個人情報保護委員会の設置のご質問でございますが、行政手続における特定個人を認識するための番号の利用等に関する法律の中で、個人情報の保護委員会というのが設置義務があるわけですが、これは国が設置の義務でありまして、国の機関が市町村のその機関の情報を定期的に検査をするというようなことになっております。村で直接その委員会を設置するということではございません。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 教育長。

○教育長（長田和夫君） 公表をするというわけでありまして、家庭、子供には、三者懇談とか二者懇談で承知しております。細かくてもあれですけれども、小学校は、数学なんかは10点以上全国平均よりオーバーをしておりますけれども、そういった中でちょっと少ない、理科なんかはちょっと少ないということで、それを先生に振り分けてみたんですけれども、先生は、それはそれなりに授業、放課後、朝ということで対処をしておるというようなことになっておりますが、公表をすると、人数も10人程度で、ほとんど個人の点数、子供たちも、もうばかで

はありませんから、全部わかっておりますから、それはちょっとどうかなと私は思っております。

成績は、どれを見ても、私も個人の成績は見えておりませんが、平均点を見ていますと、国語に対しても全国より上回っているというようなことで、数学も1点と科学が多少低いというようなことでありまして、私としては公表はちょっと控えたほうがいいのではないかなと考えております。

○議長（山口博康君） 水越茂広議員、再々質問はありませんか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 水越茂広君。

○2番（水越茂広君） 公表の件なんですけれども、平均点でも、そんな点数は私は公表は要らないと思います。ただ、中学校が山梨県で何番目ぐらいに位置しているのか、その程度のこととは公表しても個人の特定にはつながらないのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山口博康君） 水越茂広議員の再々質問に対して、村の答弁を求めます。

〔「はい」という声あり〕

○議長（山口博康君） 長田教育長。

○教育長（長田和夫君） 山梨県で何番目とかいう、そのくらいだったら公表してもいいかなと思っておりますけれど。

以上です。

○議長（山口博康君） 水越茂広議員の再々質問が終わりましたので、水越茂広議員の質問を終了いたします。

◇ 出 羽 和 平 君

○議長（山口博康君） 次に、1番議員、出羽和平君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 1番議員、出羽和平君。

〔1番 出羽和平君 登壇〕

○1番（出羽和平君） 私は小中一貫教育の導入についてお尋ねをいたします。

耐震基準を満たしていない道志小と道志中は、地震で倒壊する危険があるため建てかえが必要と判断され、現在、中学校が建設中で11月には完成予定であり、計画どおり順調に進んで

いると聞いております。今後も既存校舎の取り壊しと小学校の建設が行われ、平成28年度中には小学校も完成し、子供たちが安全に学べる環境が整います。この際、小中一貫教育の導入を目指す検討会の設置を提案したいと思います。

そもそも小中一貫教育とは、初等教育と前期中等教育の課題を調整し、無駄を省いて一貫性を持たせた体系的な教育方式のことで、これを行っている学校を小中一貫校といますが、目的については、一般に取り組みごとに学校、市町村、地域住民等のさまざまな思いが込められており、多様であると言われております。

平成29年度には敷地を共有し校舎も隣接するので、一部の行事などを小・中学校合同で行うなどの取り組みが容易になると思われまます。子供たちにとってよい制度とは何か、子供や地域の実態に応じて学力や社会性を育むようなユニークな教育活動が展開できるように、小中一貫教育の導入を議論する検討会の設置を求めたいと思うが、村長の考えはいかがか。

また、6月議会で、教育委員会制度改正に伴う施策として、小学校の児童は減少傾向にあり、小規模校の特性を生かしたきめ細かな教育を推進するとの答弁がありましたが、小規模校の特性を生かした教育とは、具体的にはどのようなことを考えているのか。これらの小中一貫教育と関係があると思われるが、いかがか、あわせてお答えをお願いいたします。

○議長（山口博康君） 出羽和平議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 村長。

○村長（長田富也君） この問題も、質問も担当課長のほうでもらいますので、よろしく申し上げます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 教育課長。

○教育課長（山口幹夫君） 小中一貫教育を目指してはということで、まず1点目の小中一貫教育の導入を目指す検討会の設置提案についてお答えをいたします。

文部科学省は、小中一貫教育が中1でいじめや不登校がふえる中1ギャップの軽減や学力向上に有効と見て、小中一貫校を制度化するとして改正学校教育法が可決され、来年4月から施行されます。また、議員ご指摘のとおり、同一敷地内に小・中学校が設置されることから、小中一貫教育が導入しやすい条件がそろいます。

しかし、現教育委員会におきましては、本年4月より新体制で動き出し、現在、学校改築に全力を注ぎ完成を目指しております。

本村のように小中各1校の場合、種々の連携を通して既に小中一貫教育を実践しているのではないかと考えております。今後、小中一貫教育については、教職員との協議を初め、先進校などの研修を実施し、十分理解した上で取り組んでいきたいと考えております。

2点目の小規模校の特性を生かした教育とは、具体的にどのようなことを考えているかというご質問でございますが、お答えをしたいと思います。

児童・生徒一人一人を全員の目で見ることができることから、わかる授業を展開しながら個々の個性を伸ばす個人指導等を行い、きめ細かな学習指導、生徒指導を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山口博康君） 出羽和平議員、再質問はありませんか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 出羽和平議員。

○1番（出羽和平君） 今の答弁ですと、小中一貫教育の導入は議論する必要はないというふうなことに聞こえますけれども、教職員と協議するというふうには言われました。教職員と協議するということが大事かもしれませんが、普通一般的には父母のほうだと思いますよ。やっぱりそういうことで、検討会すら設置できないということよりも、やっぱり父母の意見も聞くほうがいいんじゃないかと思うんですね。

教職員とそういう話し合いをすることも大事なんですけれども、父母も含めたそういう検討会の必要性があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山口博康君） 出羽和平議員の再質問に対して、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 教育課長。

○教育課長（山口幹夫君） 議論をしないというふうには受け取られたら申しわけありません。議論をしないというわけではございませんが、小中一貫校が制度化されるには、今後、ただいま総合戦略における事業をやっております。そういったことで住民アンケートなどを実施して、住民の意向等も調査した上で、校舎完成後は第1の課題として取り組んでいきたいと考えております。議員各位のご協力もよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（山口博康君） 出羽和平議員、再々質問はありますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 出羽和平議員。

○1番（出羽和平君） 小中一貫教育の中で、先ほど課長答弁の中でも中1ギャップの解消には大変成果がある。これは各種の調査を見ても、小学校から中学に上がる時、その子供が不登校になる原因がそこにあると言われていました。小中一貫教育をすると中学生と小学生が触れ合うので、自分たちが、あそこへ行くんだというような前段階で学べる場所があるということで、中1ギャップの是正につながっているということがあります。

既に同じ敷地内で今度学べることになるわけですから、そういうところというのは解消されると思うんですけども、やっぱりメリットとして、いろんな経費の削減等にもつながる可能性もあるんですね。ですから、これは教職員にとってはちょっと嫌な問題になるかもしれませんが、例えば校長先生も1人でいいかという問題になる。また、ほかにも、もしかしたら村単教員ということにもつながる可能性があるんですね。

ですから、そういうことも含めた内容を検討することをお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山口博康君） 出羽和平議員の再々質問について、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 教育課長。

○教育課長（山口幹夫君） 議員のおっしゃるとおりでございます。今後、小中一貫校制度化されると、来年度の4月からですね、名称が義務教育学校というふうになるというところでございますが、おのおのの自治体で学年の区切りを、先ほど中1ギャップという形で出ましたが、6、3を4、3、2とか、5、4などというようなことを各自自治体で決められるということで、柔軟な変更ができるということでございます。今後、校長は1人とか、そういうふうな問題も出てきますので、いろんな大きな範囲で議論をしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山口博康君） 出羽和平議員の再々質問が終わりました。

以上で出羽和平議員の質問を終了いたします。

◇ 杉 本 秀 明 君

○議長（山口博康君） 第9番議員、杉本秀明君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 杉本秀明君。

〔9番 杉本秀明君 登壇〕

○9番（杉本秀明君） 3点ほどお伺いいたします。

最初に、農業支援について。

本村における農業支援についてお伺いいたします。

年々高齢化が進み、農業従事者がますます減少している中で、若者が農業に対し興味を持ったり、多少でも農業に従事してみたいという政策が必要かと思うところです。他町村では、青年就農給付金交付事業の活用や野菜のブランド化推進するための堆肥購入助成金などの制度もあります。本村ではこれからの農業をどのように考えているのか、お伺いいたします。

2点目として、企業誘致についてです。

少子化と人口減少が進む本村で、何をどうすれば減少が食い止められるのか、再三にわたり議論に上がるわけですが、これといった政策が見えてこないと思うところです。ある町でサテライトオフィスができたと報道がありました。空き家を改修し、IT企業の誘致をし、雇用の創出、定住人口の増加、将来の税収の向上などを目的とした、とても感動するところの事業だと思います。

本村においても、議会の政策研究や民間の提言で空き家、空き地などの調査をし、IT企業誘致のための情報を発信しようと考えている人たちがいるわけですが、首都圏に近い道志村にとっては可能性十分な事業になると思われます。そこで、IT企業誘致について、どのように考えておられるのかお聞きします。

3点目に、観光課題についてです。

道志村の観光課題についてお伺いいたします。

道志村官民連携観光マネジメント戦略計画の中に、観光課題として経営戦略で検討すべき要因を抽出して、中にいろいろな課題があるわけですが、冬場に観光客が減少する、観光スポットがない、時間を費やす場所がないなどあります。以上の事項について、何か改善策を考えているのかお聞きいたします。

以上です。

○議長（山口博康君） 杉本秀明議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 村長。

○村長（長田富也君） ただいまの質問、農業支援についてお答えいたします。

本村農業の現状は、急で狭い農地が多い中山間地であるため、小規模な農業経営を余儀なくされております。農家数においても、平成2年のころ325、平成22年には212と35%程度減少しております。農地の荒廃も懸念されています。しかしながら、販売農家数を見ると、平成17年の42戸から平成22年には56戸に増加しており、このことは道の駅どうしへの出荷者が増加していることが要因と思われまます。

本村農業の多くを占める小規模な兼業農家の育成については、来年度に計画しております道の駅どうし直売施設のさらなる充実により図ることができると考えております。本年度実施する駐車場整備においても、一定の成果が期待できるものと考えております。

また、ご質問にある青年の若い人の給付金交付事業については、就農時の年齢が45歳未満であることなど給付要件があり、若年層を対象とした、長く農業に携わることを視野に入れた交付事業ですので、対象年齢の就農希望者を確保することが課題であります。引き続きIターン、Uターンも含め就農希望者を募っていく考えであります。

野菜のブランド化の推進について、富士東部農務事務所管内の農家で組織された富士山の野菜生産協議会へ、本年5名の農家が新規加入しました。富士山の世界遺産登録を追い風に、観光客などに付加価値のついた農産物を販売することにより、農業所得の増加を図っております。

なお、出荷日本一を誇るクレソンについては、農業者の減少が深刻な問題となっておりますので、青年就農給付金交付事業も視野に入れ、新規就農者希望者を募っていく考えであります。

農業支援についての質問は以上で、企業誘致ともう一つの観光についての質問は、各担当課長のほうからさせていただきますので、お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） ふるさと創生推進室長。

○ふるさと創生推進室長（諏訪本 栄君） 議員質問のIT企業誘致についてどのように考えておられるかですが、村ではことし8月から道志村創業支援事業を始めました。この事業は、道志村内での創業を支援し、村の産業の活性化及び雇用の創出を図ることを目的とし、道志村内で新たな創業に要する経費及び新たに創業する者を支援する経費に対して補助を行います。この事業を通して、新たな起業を考えている人たちの支援を行っていきたいと考えております。

もちろんIT企業についても、この事業が十分活用できると思います。この事業については村のホームページで紹介しており、企業誘致の情報発信を民間等が行うときには村の事業もあわせて発信していただき、雇用の創出、定住人口の増加につなげていけたらと思いますので、

よろしく願いいたします。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 観光課題についてのご質問にお答えいたします。

道志村の冬期の観光客の減少については、さまざまな要因が考えられます。その1つには道路の凍結や降雪が考えられますが、本村を訪れる多くのお客様は京浜地区に在住の方々でございます。冬場には役場のほうに電話で道路状況についての問い合わせが多数ありますが、多くの方は冬用のタイヤを装着していないようです。

現在、国道413号の改良が進められておりまして、国道改良後は冬期の道路状況も改善されると思われまので、多少かもしれませんが、観光客増加は期待できると思います。

また、観光スポットや滞在場所の確保は、的様や雄滝、雌滝等、既存の資源の案内板等を充実するなどの対策を考えております。

なお、本年度実施する道志の湯改修工事において露天風呂の改修を行いますが、その施設整備により観光客の増加と魅力ある滞在場所になるよう努めるとともに、民宿、キャンプ場経営者や観光協会などと意見交換を頻繁に実施いたしまして、道志村に今何が必要なのか等、今後の観光における方向性等を話し合っ生かしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山口博康君） 杉本秀明議員、再質問ありますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 杉本秀明君。

○9番（杉本秀明君） 農業支援についてですけれども、平成17年より年数を重ねるごとに販売農家がふえているということなんですけれども、その中で高齢化ということがかなり目立ってきていると思うんですけれども、できるだけ若年層のほうを就農させることができるのかどうか、その辺を考えているのかどうかお聞きします。

それと、観光課題についてですけれども、観光スポットなんですけれども、既存の整備というのは本当に必要なんですけれども、新しい考えのもとで何か観光スポットを考えていただけないかちょっとお聞きします。

以上です。

○議長（山口博康君） 杉本秀明議員の再質問について、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 農業支援のほうで若年層の人たちの就農にかかわることですけれども、村のほう、担当でも興味のあるような方に直接アプローチをさせていただきまして、農業について就農しないか等の声もかけさせていただいているんですけれども、どうしても収入が農業のほうは安定がしないというような不安が結構あるようでして、現在の仕事をやめて新たに農業に参入するということがなかなか皆さん難しいようで、踏ん切りがつかないというようなことがございます。

それから、クレスンももう平均年齢が非常に上がっておりまして、若者にいろいろ説明等もさせていただいているんですけれども、仕事が非常に長時間で、水の中で作業をするのできついというようなこともありまして、なかなか就農に参入してくるということが現在は難しいんですけれども、引き続き、村内在住ではなく、よそにいる方とか、都会から道志村に移り住んだ方等にも引き続き声をかけて、若返りを図っていきたいと考えております。

それから、じゃ、引き続き観光のほうもよろしいでしょうか。

ことしも観光協会のほうに、私と担当のほうで総会の後、そういう意見交換の場所を設けていただきまして、かなりの議論をさせていただきました。その中でいろいろ要望がございました。夏にキャンプ場にきたお客さんでも、昼間の過ごし方がなかなか道志村だと時間をもてあましてしまって、日中を過ごすことができないので、何かそういうことの対策をしていただけないかというようなことで、フォレストアドベンチャー的なものとか、そういうようなものが今、道志にちょうど適しているんじゃないかというような意見もいただきました。

いろいろ今考えているところでございますけれども、いろいろな予算の都合とか、危険があるか、ないかとか、いろいろ今担当のほうで道志村に適した施設は何かいいだろうかというようなことを考えておりますので、引き続きいろいろな意見交換をする中で、道志村に適して、長い間、それが利用できるようなものを生み出していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山口博康君） 杉本秀明議員、再々質問はありますか。

○9番（杉本秀明君） ないです。以上です。

◇ 長 田 達 義 君

○議長（山口博康君） 続きまして、6番議員、長田達義君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 長田達義議員。

〔6番 長田達義君 登壇〕

○6番（長田達義君） 私は2点質問いたします。

最初に、農村地域防災減災事業についてです。

平成27年度は予算が少ないと聞いているが、本年度までの進捗率はどうなっているか。また、今年度の事業として何をするのか、何ができるのかということです。

また、大久保土砂崩落の事業がのり面まででき上がっているわけですが、本年度はどうなっているかを尋ねます。

次に、地方創生事業についてでございます。

地方創生事業で、本年度道志村で事業化できるものがあるか、ないか。また、あるとしたら、どんな事業を実施するかをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（山口博康君） 長田達義議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 村長。

○村長（長田富也君） この質問に対しても、各担当課長さんのほうで答弁していただきます。お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 農村地域防災減災事業についてのお答えをいたします。

平成27年度の事業内容は、現在、契約済みが中神地擁壁工事、中神地擁壁第2工区、道坂川水路工事、防火水槽設置工事、板橋土砂崩落防止施設、セキグチ用水路測量設計用地設計業務委託、中島用水路測量設計用地調査業務委託です。今後の契約予定が大栗橋耐震設計の業務委託、大久保2工区の測量設計用地調査業務委託となっており、事業費の総額は繰り越しと現年合わせまして1億5,000万円、現在その89%が発注済みとなっております。

平成27年度の現年要望に対しての予算は、議員のおっしゃるとおり満額はついておりませんので、引き続き補正予算において予算の要求を県のほうで行っているようでございます。

また、ご質問の大久保土砂崩落防止施設の路側工事については、今年度に測量設計業務が発注予定となっております。工事は平成28年度に実施する予定です。県の発注工事にあわせま

して、村発注分の舗装改良工事も予定しております。平成28年度中には全ての工事が完成する予定となっております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） ふるさと創生推進室長。

○ふるさと創生推進室長（諏訪本 栄君） 地方創生事業についてですが、本年度は地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、道志村総合戦略策定事業、観光促進事業、創業支援事業、結婚相談事業、子育て支援事業、消費喚起プレミアム商品券発行事業、子育て世帯生活支援事業の7事業を実施しています。

総合戦略策定完了を平成28年3月を予定していますので、今年度新たな事業を行う予定はありません。

以上です。

○議長（山口博康君） 長田達義議員、再質問はありますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 長田達義議員。

○6番（長田達義君） 地方創生のほうの総予算というのは、たしか8億3,000万円とか聞いたような気がするんですが、これはそれで合っていますかということです。

地方創生のほうでは、今年度は去年の繰り越したような形の事業しか要するにできないと、こういうことですか。

○議長（山口博康君） 長田達義議員の再質問についての回答をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） ふるさと創生推進室長。

○ふるさと創生推進室長（諏訪本 栄君） 予算についてですが、現在、総合戦略を策定中でありまして、今年度行う予算につきましては、平成26年度から繰り越してきた事業でございます。本年度予算は2,200万円ほどでございます。総予算等は現在策定中でありまして、総合戦略策定のその事業をもとに予算化をしていきますので、これから5年間で個々の事業に予算化していくというふうな予定であります。

以上です。

○議長（山口博康君） 長田達義議員、再々質問はありますか。

○6番（長田達義君） 総予算といったのは、農村減災防災のほうの事業のこと、それを言っ

たんで。

○議長（山口博康君） 長田達義議員の質問に対してお答え求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 減災防災事業の事業費は6億7,000万円が総事業費となっております。それで現在、平成27年度において県のほうの要望した予算は2億円を見込んでいたんですけども、現在ついている予算は8,000万円しかついていないようです。これを引き続き現在、補正予算等でも要望しているようですが、当初計画どおりの満額の予算はつかない公算のほうが多いので、引き続き28年度に要望等をしていく予定でございます。総事業費自体は現在が変わっておりません。

以上です。

〔「8億3,000万円」という声あり〕

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 6億7,000万円。計画自体は。

○議長（山口博康君） 長田達義議員、再々質問はありませんか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 長田達義議員。

○6番（長田達義君） 今、1億5,000万円ということと言ったような気がするんですが、そうすると、現在来ているのが8,000万円ということで……。

○議長（山口博康君） 長田達義議員の質問に対してお答え願います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 先ほど1億5,000万円と申しましたのは、昨年度から繰り越された予算も合わせまして1億5,000万円ということですので、昨年度から7,000万円繰り越されております。本年度のついた予算8,000万円と合わせて1億5,000万円ということでございます。そのうちの89%が既に発注済み、残りの11%も間もなく発注するという予定で進んでおります。

以上です。

○議長（山口博康君） 長田達義議員の再々質問が終わりました。

以上で長田達義議員の質問を終わります。

◇ 山 口 力 君

○議長（山口博康君） 次に、7番議員、山口力君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 山口力議員。

〔7番 山口 力君 登壇〕

○7番（山口 力君） 私のほうからは、各種団体への補助金について伺います。

6月の定例会の協議会で、各種団体への補助金のことを質問しました。もう少し説明を聞きたかったんですけども、たしか議長の、長には執行権があるという言葉で終わった気がします。自分なりに納得できない点があるので、改めて3点質問します。

1、当初予算で提示して協議したものを、2カ月ほどしてヒアリングをして減額をしている。減額したこと自体は、予算の範囲内、多分、執行権の範囲内ですから構わないですけども、やはりヒアリングの時期は、要望書を出してから当初予算を決定する本会議までの間にすべきではないかと思うが、どうか。

2、当初予算で予算決定したものをヒアリング後の2カ月ほどの間に精査し、減額したと言われましたが、私の知る範囲内で4団体ほど減額されています。その精査して減額した理由を各団体ごとに示してください。

また、その執行に当たって、議会に対して説明する責任はないのか、議会軽視ではないのか。

3、事業執行と事業決定、また予算執行と予算決定に対して村長はどう思っているのか。また、総務課長はどう思っているのか。

1、2については村長に、3番については村長、総務課長に伺います。よろしく申し上げます。

○議長（山口博康君） 山口力議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 村長。

○村長（長田富也君） ただいまの質問ですけども、団体補助金につきましては、時代の変遷により、その時々の方策課題などの変化に対応しながら交付を考えなければならないと考えております。このようなことを考慮しながら、これまでの交付実績にとらわれることなく、現状における地域振興のため、福祉の向上のため、限りある財源をどう配分するか熟慮した結果、今回の交付に至りました。ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

また、以下の質問に対しては、担当課長のほうからお答えいたします。よろしくお願ひします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（山口晃司君） それでは、私のほうから、まず初めにヒアリングの時期は、要望書を提出してから当初予算を決定するまで、本会議までの間に行うべきではないかとのこと質問に対してお答えいたします。

まず、これまでの流れをご説明いたしますと、団体から要望書が各課に1月までに提出されます。その内容を調査、審議、審査した結果、各課で予算要求が行われます。その予算要求について各担当課長の説明によります村長ヒアリング及び査定を行い、3月定例会に当初予算案を提出し、議決をいただいております。

今回5月に団体のヒアリングを行いました理由につきましては、各団体からの平成26年度実績の提出期限が4月30日までとなっていることから、当初予算の査定の段階では詳細、細部につきまして判断がつかなかったということから、26年度実績と1月以前に提出されました要望書をあわせて確認の上、ヒアリングを行うことが適正と判断し、5月に実施したものでございます。

次に、各団体ごとに削減理由でございますが、まず、東富士七里太鼓保存会でございますが、予算額70万円に対しまして、60万円の減額の10万円の交付予定となっております。この団体につきましては、神楽保存会、おきゅうだい等の類似団体との均衡を図り削減を予定しております。また、東富士七里太鼓に対しましては、水源基金から国際音楽祭の補助として、昨年度より10万円を増額し60万円の補助を決定しております。

次に、商工会ですが、予算額250万円に対しまして、50万円の削減、200万円の交付予定となっております。この団体につきましては、会員数の減少と、事業内容につきましても精査が必要と判断いたしました。

次に、体育協会でございますが、予算額200万円に対して、30万円の減額の170万円を交付予定となっております。減額理由は、平成26年度事業実績で30万円の未実施事業がありました。この部分を精査させていただきました。

次に、道志村子ども農村漁村協議会でございますが、予算額400万円に対しまして、50万円の減額の350万円を予定しております。平成26年度から補助を行っておりますが、5年を経過しておりますので、そろそろ自立を促すためにも削減が必要と判断しました。

以上、4団体の金額につきましては、190万円の減額予定でございます。

議会に対して説明責任はないのかのご質問でございますが、現段階では補助金の額を変更する予定の段階でございます。補助金の確定に至っておりません。団体からの申請により、必要に応じて補助金の額を変更する可能性もあります。額が確定したところで議会に報告し、認定等をお願いすることになります。しかし、予算にない団体への補助金を行うなど、補助事業の目的にそぐわない執行を行う場合は、あらかじめ説明責任が生じる可能性もございます。ご理解のほどお願い申し上げます。

最後に、事業執行と事業決定、また予算執行と予算決定についてどう思っているかのご質問でございますが、事業決定と予算決定は事業目的を達成するために非常に重要なものと認識しております。しかしながら、村長が冒頭に申し上げましたとおり、限りある財源の中で行政コストの削減を図るため、村をあくまで執行権者として、このことも重要ではないかと考えております。

執行権者のみずからの判断と責任による予算立てをし、管理、執行することは、地方自治法148条並びに149条で明記され、この権限がかたく法で守られているところです。

以上です。

○議長（山口博康君） 山口力議員、再質問はありますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 山口力議員。

○7番（山口 力君） 初めに、内示をいただいて、多分請求を出したんですけれども、その後、多分6月30日ごろまでに申請を出せということになっていると思うんですけれども、それはまだ、じゃ申請を出すということは、まだ決定ではないということと判断していいんですか。

それと、事業執行の話ですけれども、二代表制の中で執行機関である行政と合議機関である議会のそれぞれの役割をどう考えているのか、ちょっとその辺を聞きたいのと、財政が厳しいということはわかっていますけれども、もっと事業全般で精査するべきではないかということですね。

それと、4月30日に先ほど、詳細が送られてきて、5月20日ごろまでにヒアリングをして、その間に精査するということなんですけれども、それだけ精査する能力があるなら、もっと事業全般で精査するべきではないかと思えますけれども、その辺の話をちょっと伺います。

○議長（山口博康君） 山口力議員の再質問について、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（山口晃司君） 内示でございますが、内示につきまして今出して、内示の決定通知を出した団体、それから交付決定を出した団体、それぞれでございます。現状でいいますと、3月、各課それぞれ4月30日までに補助金の実績を出していただく。これは決まっております、それを提出していただいているものと、1月に提出してもらった要望書をあわせて検討する、そんな段階でございます、予算の範囲の中でそれを精査したものを内示として6月中に出させていただきますところではございます。

あと、議会の議決権の話だと思います。

議決権、当然、提案、予算をつくって、予算をどう配分して村の政策的にどう生かすかというのは村長の責任の範囲です。そして、それを提案するのも村長の、事業決定をするのも村長の権限の中でございます。それを提案し、さらに議会はそれを監視という意味で議決機関としての機能を生かしていくということになるかと思っております。

あと、全体の事業として補助事業も考えなければならないというようなご質問でございますが、当然それは考えなければならないと思っておりますし、そういう中で今回初めて、今までの既成にとらわれない交付ということで、今後その財源は、使わなかった財源は生かす考えでございますし、これからということになるかと思っております。

以上です。

○議長（山口博康君） 山口力、再々質問ありますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 山口力議員。

○7番（山口 力君） たしか地方自治法の96条の1だと思ったんですけども、行政予算は議会が決定ということで、その他必要な行政執行もあらかじめ議会の議決を得ることが前提ではないかと書いてあるんですけども、それで長は議会の議決を得た上で事務を執行と書いてあるんですけども、その辺についてもう一度、すみません、お願いします。

○議長（山口博康君） 力議員の再々質問について答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（山口晃司君） 地方自治法に定められている議会の権限については、そのとおりだと思います。

ただ、148条、9条にも書いてございますように、村長の権限も、執行権者としての権限も守られております。それをお互いの立場を尊重し合う中で説明も必要ですし、議案としてご協議をいただくことも必要だと考えております。

以上です。

○議長（山口博康君） 山口力議員の再々質問が終わりました。

以上で山口力議員の質問を終了いたします。

この際、議事の都合により、暫時休憩いたします。

（午前11時15分）

平成 2 7 年 第 5 回 道 志 村 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 7 年 9 月 1 8 日 (金曜日) 午後 2 時 4 5 分開議

- 第 1 報告第 3 号 平成 2 6 年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 2 議案第 4 7 号 道志村特定個人情報保護条例
- 第 3 議案第 4 8 号 道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 4 9 号 道志村住民基本台帳条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 5 0 号 道志村総合計画審議会条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 5 1 号 平成 2 7 年度道志村一般会計補正予算 (第 3 回)
- 第 7 議案第 5 2 号 平成 2 7 年度道志村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 回)
- 第 8 議案第 5 3 号 平成 2 7 年度道志村介護保険特別会計補正予算 (第 1 回)
- 第 9 議案第 5 4 号 平成 2 7 年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算 (第 1 回)
- 第 1 0 認定第 1 号 平成 2 6 年度道志村一般会計決算の認定について
- 第 1 1 認定第 2 号 平成 2 6 年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第 1 2 認定第 3 号 平成 2 6 年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 第 1 3 認定第 4 号 平成 2 6 年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 第 1 4 認定第 5 号 平成 2 6 年度道志村介護保険特別会計決算の認定について
- 第 1 5 認定第 6 号 平成 2 6 年度道志村介護保険サービス事業特別会計決算の認定について
- 第 1 6 認定第 7 号 平成 2 6 年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定について
- 第 1 7 認定第 8 号 平成 2 6 年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第 1 8 請願第 1 号 3 0 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願
- 第 1 9 発議第 1 号 3 0 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書
- 第 2 0 同意第 2 号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 2 1 閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

1番	出羽和平君	2番	水越茂広君
3番	山口博康君	4番	池谷高明君
5番	大田博文君	6番	長田達義君
7番	山口力君	8番	山口勝也君
9番	杉本秀明君	10番	佐藤定三君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	教育長	長田和夫君
総務課長	山口晃司君	住民健康課長	山口亮君
産業振興課長	佐藤万寿人君	ふるさと創生 推進室長	諏訪本栄君
教育課長	山口幹夫君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局次長 佐藤太清君

◎開議の宣告

○議長（山口博康君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、平成27年第5回道志村議会定例会第2日目は成立しましたので、これより会議を開きます。

(午後2時45分)

◎議事日程の報告

○議長（山口博康君） これより本日の議事は、配付してあります日程表第2日目のおりであります。

◎報告第3号の報告

○議長（山口博康君） 日程第1、報告第3号 平成26年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び法律第22条第2項の規定により、村長から報告がありました。

村当局より報告の内容説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（山口晃司君） 報告第3号 平成26年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、平成26年度道志村一般会計並びに特別会計及び企業会計の決算に伴う健全化判断比率について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を算定し、監査委員の審査に付し、その意見をつけまして、本会議に報告するものであります。

それでは、内容についてご説明いたします。

平成26年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率について報告いたします。

実質赤字比率については、平成26年度一般会計が黒字決算ですので算定されません。連結実質赤字比率については、平成26年度全会計で黒字決算ですので、同じく算定されません。

実質公債費比率については、公債費による財政負担の度合いを示す指標になりますが、平成26年度決算では5.9%となっておりまして、早期健全化基準の25%を下回っております。

将来負担率については、平成26年度決算時で将来負担額が標準財政規模を下回っているため算定されません。資金不足比率については、公営事業会計の決算になりますが、簡易水道事業会計、浄化槽事業会計の2つの特別会計において、平成26年度黒字決算ですので、算定されておりません。

いずれの指標におきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された各比率は、早期健全化基準を大きく下回る数値でありまして、意見書においても健全な運営との監査委員からのご意見をいただいております。今後ともさらなる財政健全化に向けて努力していきたいと考えております。

報告は以上でございます。

○議長（山口博康君） これで報告は終わります。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君） 日程第2、議案第47号 道志村特定個人情報保護条例を定める条例について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（山口晃司君） 議案第47号 道志村特定個人情報保護条例についてご説明いたします。

本条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成27年10月5日から施行されることに伴い、本村においての特定個人情報の適正な収集、管理、利用及び提供を確保し並びに村が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講じ、もって、特定個人情報の安全かつ適正な取り扱いを図ることを目的に制定するものでございます。

内容につきましては、特定個人情報の収集等の制限、特定個人情報のファイル開示、訂正及び利用停止について定めたものとなっております。

なお、本条例の施行期日は平成27年10月5日となっております。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（山口博康君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり決しました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君） 日程第3、議案第48号 道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（山口晃司君） 議案第48号 道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

道志村手数料徴収条例、平成12年道志村条例第10号におきましては、各種行政サービスにおける手数料について定めておりますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、新たに個人番号通知カード及び個人番号の再発行手数料を定め、条例に追加するものであります。

内容につきましては、通知カード再発行手数料が1件につき500円、個人番号カード再交付手数料が1件につき800円となっております。

なお、この条例の施行期日につきましては、1条が平成27年10月5日から、2条が平成28年1月1日からとなっております。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（山口博康君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり決しました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君） 日程第4、議案第49号 道志村住民基本台帳条例の一部を改正する条例について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第49号 道志村住民基本台帳条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

道志村住民基本台帳条例は、住民基本台帳法の規定より、その住民票の様式を定めております。本改正は、平成27年10月5日から施行されるマイナンバー制度に伴い、道志村住民基本台帳条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、別記様式を定めている日本人と外国人用の抄本様式並びに日本人と外国人用の謄本様式をマイナンバー制度の運用に合わせた様式に改めるものであります。

なお、この条例の施行は平成27年10月5日からと定めております。

以上が道志村住民基本台帳条例の一部を改正する条例の内容になります。ご審議をよろし

くお願いいたします。

○議長（山口博康君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり決しました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君） 日程第5、議案第50号 道志村総合計画審議会条例の一部を改正する条例について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） ふるさと創生推進室長。

○ふるさと創生推進室長（諏訪本 栄君） 議案第50号 道志村総合計画審議会条例の一部を改正する条例について説明いたします。

地方自治法第138条の4第3項において、審議会諮問等、または調査のための機関を置くことができることとなっております。本条例は同法に基づき昭和46年に制定されております。当時と現在では議会議員定数の改正、人口の減少、関係団体数の減少等、社会情勢も変わっております。こうした状況を踏まえ、道志村総合計画の策定に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、現在の議員定数、人口、関係団体数等を考慮する中で、現下の

情勢を踏まえ、第3条第1項中、30人を20人に、同条第2項第1号中、5人を3人に、同条同項第3号中、10人を6人に、同条同項第4号中、7人を5人に改めたものです。また、第7条中、企画課をふるさと創生推進室に改正し、現庶務体制としたものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行すると定めております。

以上が道志村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の内容になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山口博康君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり決しました。

◎議案第51号から議案第54の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君） 次に、日程第6、議案第51号から日程第9、議案第54号までの4案件は一括議題といたします。

村当局に提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（山口晃司君） 議案第51号 平成27年度道志村一般会計補正予算（第3回）につきましてご説明をいたします。

平成27年度道志村一般会計補正予算（第3回）につきましては、既定の歳入歳出の予算の

総額に歳入歳出それぞれ9,300万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,551万2,000円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、1款村税、各税の調定額の確定により5,555万6,000円の増額、11款分担金及び負担金5万3,000円の増額、13款国庫支出金1,582万9,000円の減額、14款県支出金1,020万6,000円の増額、17款繰入金1億2,380万6,000円の減額、20款村債2億1,682万2,000円の増額が主な内容となっております。

歳出につきましては、2款総務費、街路灯管理費1,500万2,000円、電子計算機費413万3,000円、6款農林水産業費、農地費339万8,000円、7款商工費の観光費1,161万2,000円、8款土木費……。

〔発言する声あり〕

○総務課長（山口晃司君） 詳細の内容のほうを見ていただきたいと思います。歳出48ページからを読ませていただいています。

もとへ戻ります。2款総務費、街路灯管理費1,500万2,000円、電子計算機費413万3,000円、6款農林水産業費、農地費339万8,000円、7款商工費の観光費1,161万2,000円、8款土木費、道路維持費230万円、9款消防費、消防施設事業費295万2,000円。

〔「消防施設で364万4,000円」という声あり〕

○総務課長（山口晃司君） 61ページをごらんいただきたいと思います。

細目のほうで説明をさせていただいていますので、そちらをごらんいただきたいと思えます。

教育費、学校維持費1,832万4,000円、11款災害復旧費、農地災害復旧費443万5,000円、林業施設災害復旧費435万8,000円、道路橋りょう災害復旧費1,978万3,000円が主な内容であります。

また、4月の人事異動によります人件費につきまして、今回の補正予算において科目更正をさせていただいております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（山口博康君） 引き続き、担当課長の説明を順次お願いたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第52号 平成27年度道志村国民健康保険特別会計補正予

算（第1回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ461万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,526万5,000円とする補正予算であります。

主な補正内容につきましてご説明いたします。

歳入につきましては、国庫支出金の高額療養費共同事業負担金及び特定健康診査・保健指導負担金として10万8,000円、退職者医療療養給付費交付金として441万1,000円、県支出金の高額医療費共同事業負担金及び特定健康診査・保健指導負担金として10万8,000円となります。

歳出につきましては、保険給付費の療養諸費として300万円、高額療養費として160万円、後期高齢者支援金として5万1,000円、介護納付金として3万3,000円の減額となります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。

続きまして、議案第53号 平成27年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,823万9,000円とする補正予算であります。

主な補正内容につきましてご説明いたします。

歳入につきましては、平成26年度決算により繰越金170万9,000円となります。

歳出につきましては、介護給付費基金積立金64万円、諸支出金の償還金106万9,000円となります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第54号 平成27年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）についてご説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,440万9,000円とするものです。

主な補正予算内容を説明させていただきます。

歳入については、他会計からの繰入金43万8,000円の増額です。

歳出については、公課費50万円の歳出、これは消費税の還付費です。50万円増額させていただきました。合計補正額は……。

[発言する声あり]

○産業振興課長(佐藤万寿人君) 失礼いたしました。43万8,000円増額させていただきました。

以上が平成27年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算(第1回)の説明になります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長(山口博康君) 以上4案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長(山口博康君) 質疑なしと認めます。

次に、4案件について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長(山口博康君) 討論なしと認めます。

これより議案第51号から議案第54号までの4案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

4案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長(山口博康君) 異議なしと認めます。

よって、議案第51号 平成27年度道志村一般会計補正予算(第3回)、議案第52号 平成27年度道志村国民健康保険特別会計補正予算(第1回)、議案第53号 平成27年度道志村介護保険特別会計補正予算(第1回)、議案第54号 平成27年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算(第1回)、以上4案件は原案のとおり決しました。

◎認定第1号から認定第8号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(山口博康君) 次に、日程第10、認定第1号から日程第17、認定第8号までの8案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

担当課長、順次説明をお願いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長(山口博康君) 総務課長。

○総務課長（山口晃司君） 認定第1号 平成26年度道志村一般会計決算の認定についてご説明いたします。

本案は地方自治法第233条の規定に基づき、平成26年度道志村一般会計の歳入歳出決算について、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付すものであります。

一般会計の決算につきましては、歳入総額23億4,438万4,343円、前年度決算比19.2%の増、歳出総額22億1,264万297円、前年度決算比17.9%の増となっております。差し引き額は1億3,174万4,046円となり、翌年度に繰り越すべき財源を引いた実質収支については、9,785万7,000円の黒字決算となったところであります。

歳入における自主財源比率は23.2%、依存財源比率が76.8%と、依然としてこの依存体質は続いておりますが、より有利な財源確保に努めるとともに、限られた財源の中で、最少の予算で最大の効果を得られるよう事業選定を行い、実施したものとなっております。

歳出における目的別歳出状況から、対前年度比で議会費14.9%の増、総務費8.2%の増、民生費7.2%の増、衛生費1.4%の増、農林水産業費27.3%の増、商工費28.8%の増、土木費12.9%の減、消防費89.3%の増、教育費127.5%の増、災害復旧費49.5%の減、公債費6.6%の減、諸支出金91.3%減となっております。全体で17.9%の増額となっております。

大きく増加した科目につきましては、農林水産業費について県営事業の負担金、商工費におきましてポケットパーク事業、消防費につきましては消防無線整備事業、教育費につきましては学校建設費のそれぞれの増加に伴うものです。

大きく減少した科目の理由につきましては、災害復旧費について災害復旧事業がなくなったこと、諸支出金につきましては基金の積立金の減少に伴うものです。

以上のような予算配分において、道志村総合計画、過疎計画等の主要計画に沿って計画的な事業を実施しております。

詳細につきましては、平成26年度決算書及び決算状況及び主要施策の成果資料のとおりでございます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 認定第2号 平成26年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は3億1,467万2,922円、歳出総額は3億1,467万2,922円となります。差引残高は

ゼロ円となります。

主な歳出内容といたしましては、総務費1,441万3,494円、保険給付費1億7,540万6,217円、後期高齢者支援金3,019万4,661円、介護給付金1,598万701円、共同事業拠出金3,495万4,632円、保健事業費195万7,124円、諸支出金4,172万5,886円であります。

なお、詳細につきましては、平成26年度決算書並びに決算状況及び主要施策の成果のとおりでございます。

続きまして、認定第3号 平成26年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は1億3,484万5,984円、歳出総額は1億3,484万5,984円、差引残高はゼロ円であります。

主な歳出内容といたしましては、総務費6,205万5,892円、医業費3,687万9,789円、施設整備費2,208万2,440円、公債費1,382万7,827円であります。

なお、詳細につきましては、平成26年度決算書並びに決算状況及び主要施策の成果のとおりでございます。

ご審議いただきまして、認定につきましてよろしく願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 認定第4号 平成26年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定についてご説明させていただきます。

歳入の合計9,651万2,420円、支出合計9,631万2,420円、差引残額20万円でございます。

主な歳入歳出についてご説明させていただきます。分担金及び負担金3万2,400円、使用料及び手数料763万2,870円、国庫支出金300万円、繰入金3,822万2,810円、繰越金20万円、諸収入2万4,340円、村債4,740万円、歳入合計が9,651万2,420円です。

主な歳出、簡易水道事業費として7,494万5,628円、公債費2,136万6,792円、歳出合計9,631万2,420円でございます。

以上が平成26年度簡易水道事業特別会計決算でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 認定第5号 平成26年度道志村介護保険特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入合計は2億288万6,496円、歳出総額は1億9,967万7,343円、差し引き額は320万9,153円となります。

主な歳出内容といたしましては、総務費665万4,492円、保険給付費1億7,673万2,073円、地域支援事業費891万3,657円、基金積立金186万8,160円、諸支出金の償還金550万8,961円であります。

なお、詳細につきましては、平成26年度決算書並びに決算状況及び主要施策の成果のとおりでございます。

続きまして、認定第6号 平成26年度道志村介護保険サービス事業特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は130万8,528円、歳出総額130万8,528円、差引残高はゼロ円となります。

主な歳出内容といたしましては、総務費の施設管理費130万8,528円であります。

なお、詳細につきましては、平成26年度決算書並びに決算状況及び主要施策の成果のとおりでございます。

ご審議いただきまして、認定につきましてよろしく願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 認定第7号 平成26年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定について説明させていただきます。

歳入合計1億69万221円、歳出合計1億59万221円、差引残額10万円でございます。

主な歳入、分担金及び負担金が283万3,000円、使用料及び手数料1,498万7,700円、繰入金5,726万9,521円、繰越金10万円、村債2,550万円、合計が1億69万221円です。

主な歳出についてご説明いたします。浄化槽事業費8,247万4,570円、公債費1,811万5,651円、合計で1億59万221円でございます。

なお、詳細については、平成26年度決算書並びに決算状況及び主要施策の成果をごらんください。

以上で26年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 認定第8号 平成26年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は3,965万567円、歳出総額3,965万567円、差引残額はゼロ円であります。

主な歳出内容といたしましては、総務費131万7,187円、後期高齢者医療負担金3,780万8,210円、保健事業費52万5,170円であります。

なお、詳細につきましては、平成26年度決算書並びに決算状況及び主要施策の成果のとおりでございます。

ご審議いただきまして、認定につきましてよろしくお願いいたします。

○議長（山口博康君） 以上8案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 質疑なしと認めます。

次に、8案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより認定第1号から認定第8号までを順次採決いたします。

お諮りいたします。

認定第1号は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成26年度道志村一般会計決算の認定については、原案のとおり認定しました。

お諮りいたします。

認定第2号は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号 平成26年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定については、原

案のとおり認定しました。

お諮りいたします。

認定第3号は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号 平成26年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定については、原案のとおり認定しました。

お諮りいたします。

認定第4号は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成26年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定については、原案のとおり認定しました。

お諮りいたします。

認定第5号は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成26年度道志村介護保険特別会計決算の認定については、原案のとおり認定しました。

お諮りいたします。

認定第6号は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 平成26年度道志村介護保険サービス事業特別会計決算の認定については、原案のとおり認定しました。

お諮りいたします。

認定第7号は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号 平成26年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定については、原案の

とおり認定いたしました。

お諮りいたします。

認定第8号は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号 平成26年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定については、原案のとおり認定しました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君） 次に、日程第18、請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願について議題といたします。

お諮りします。

請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

それでは、紹介議員であります大田議員より趣旨の説明をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 大田博文君。

〔5番 大田博文君 登壇〕

○5番（大田博文君） 日程第18、請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願。

請願の要旨について説明いたします。

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について。

請願人は、南都留地区RTA協議会、会長、山本美正さん、南都留地区公立小中学校校長会、会長、渡邊綱男さん、南都留地区公立小中学校教頭会、会長、梅田茂男さん、山梨県教職員組合南都留支部、執行委員長、佐藤尚武さん。

請願事項は、1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模はOECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため30人以下学級とすること。

1、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

1、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

請願理由は、お手元の請願書の写しをごらんください。

請願書の提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣です。

以上で請願の要旨説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山口博康君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより請願第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案件を採決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（山口博康君） 起立多数であります。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君） 次に、日程第19、発議第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書について議題といたします。

提出者、大田博文議員から提案理由を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 大田博文君。

〔5番 大田博文君 登壇〕

○5番(大田博文君) 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書。

2015年度の政府予算が4月に成立しました。2011年義務標準法が改正され、小学校1年生の基礎定数化がはかられたものの、今年度も小学校2年生については加配措置のまま留まっています。義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講ずる際の必要な安定した財源の確保も明記されています。今後、35人以下学級の着実な実行が重要です。

日本は、OECD諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。また、暴力行為や不登校、いじめ等、生徒指導面の課題面が深刻化し、障害のある児童生徒や日本語指導等、特別な支援を必要とする子どもも顕著に増えています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

本県では、「未来を拓く『やまなし』人づくり」を教育施策の基本理念に捉え、山梨県独自の少人数学級施策「はぐくみプラン」の推進など、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいています。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国(30カ国)の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基礎づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、政府においては、以下の事項を実施するよう要望します。

記。

1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国内のゆたかな教育環境

を整備するため30人以下学級とすること。

1、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

1、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2015年9月18日。

道志村議会。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（山口博康君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり決しました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君） 日程第20、同意第2号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（山口晃司君） 同意第2号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明いたします。

本同意につきましては、平成27年9月30日をもちまして1名の委員が任期満了になり退職するので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により後任を任命し、議会の同意を求めるものでございます。

任命する者、住所、山梨県南都留郡道志村1359番地、氏名、サトウカズオ、生年月日、昭和22年5月10日。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山口博康君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決しました。

◎閉会中の継続調査について

○議長（山口博康君） 日程第21、閉会中の所管事務の継続調査について議題といたします。

本件はお手元に配付してありますとおり、議会運営委員長、各常任委員長及び特別委員会委員長から、閉会中の所管事務の継続調査及び委員会活動を推進するため、研修等実施の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は議会運営委員長、各常任委員長及び特別委員会委員長申し出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、各常任委員長及び特別委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することに決定しました。

以上で議事は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（山口博康君） ここで、長田村長から挨拶をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 長田村長。

○村長（長田富也君） 平成27年第5回道志村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

9月8日の開会以来、本日の閉会までの会期中に提出いたしました議案につきまして、ご審議、ご協議を賜り、原案どおり議決、承認、認定、承認をいただき、心から厚くお礼申し上げます。

9月9日から10日かけて、中部地方から関東地方を襲った台風17号、18号は、関東地方北部を中心に死者7名、19河川で堤防の決壊、55河川で氾濫などの大災害となりましたが、被災されました多くの方々に、この場をおかりしまして謹んでお見舞いを申し上げる次第であります。

この台風は、会期中の本村におきましても160ミリの豪雨をもたらし、土砂災害警戒情報の発令や国道、県道の通行どめがあるなどの状況下で、その対策について協議が必要となり、議会審議にもご不便をおかけしたところであります。

また、9月12、13日に行われました道志中学校の若鮎祭、17日にふれあいサロンの参加、公共工事の進捗の確認、会期中における議会活動に対しましては、敬意と感謝を申し上げますところであります。

今後実施予定となっておりますあしたの小学校運動会、また28日から10月20日までに各地区で行われます住民と語る会につきましても、ぜひともご参加いただき、ご助言も賜りますようお願いいたします。

さて、議会冒頭で一般質問におきましては、村政全般にわたりご意見、ご提言を賜り、議員各位の村に対する熱意を感じたところでもあります。今後の村政運営につきましては、この貴重なご意見を真摯に受けとめ、村民、議会に対し説明責任をしっかりと果たしながら進めさせていただくことが事務事業のスマートな推進につながると思うところであり、議員各位のご理解とご協力を改めてお願いするところでございます。

加えまして、本定例会において監査委員さんから、限りある財源の効率的な配分と住民目線に沿った事務事業の選択、公平性の確保についてもご意見がありました。このご意見についても、住民と語る会や創生事業に係る住民アンケートを通じて、村の将来に必要な施策、課題をしっかりと捉えながら施策の実施を図り、公正公平な行政の推進に配慮していく所存でございます。

年度内の主要事業につきましても、10月5日に施行されますマイナンバー制度のセキュリティ対策、村の将来の道しるべとなります総合計画、創生総合戦略の策定、小・中学校建設工事の2期工事の発注、介護福祉施設の業者の選定、防災トンネルの建設の推進、観光交流促進施設、道の駅どうし、駐車場の整備、道志の湯の改善など、さまざまな事務事業が控えておりますが、議員各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げまして、9月議会定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

今期定例会、まことにありがとうございました。

◎閉議の宣告

○議長（山口博康君） これで本日の日程を全て終了しましたので、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（山口博康君） これをもって、平成27年第5回道志村議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後3時50分)

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
